

大隅地域農業体験PR事業業務委託に係る仕様書

1 事業の目的

大隅地域の農業従事者数は、高齢化に伴って減少傾向にあり、新規就農者や大規模法人等における従業員の確保が課題となっている。

このため、就農或いは農業部門での就業について関心を持っている方々に対して、大隅地域の農業を実際に体験いただくとともに、地域の食の豊かさや体験イベント等を実感いただくことにより、当地域での就農・就業者数の増加に資する。

2 委託業務の内容

具体的な内容は、別紙「大隅地域農業体験PR事業業務委託に係る委託業務の内容」のとおり。

3 就農お試し体験ツアー実施中の事故

就農お試し体験ツアーの実施中における事故については、県は一切責任を負わないものとする。

4 業務の実施

- (1) 本事業が県との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、県監査委員の監査対象となる場合があるので、その場合は監査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (3) 事業を実施するに当たり、県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類を事業終了後5年間保存しておくこと。

5 業務の進捗状況等の報告

業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託業務の進捗状況を適宜報告し、県との調整を図ること。
- (2) 委託業務が終了したときは、速やかに、実績報告書を作成し、県に提出すること。

6 委託事業に係る経費等

(1) 対象経費

- ア 事業の実施に当たり特に直接必要と認められる経費
- イ 管理費

(2) その他

事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託費を減額する場合がある。

7 その他

受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

大隅地域農業体験PR事業業務委託に係る委託業務の内容

仕様書の「2 委託業務の内容」は、次のとおりとする。

1 委託内容

「就農お試し体験ツアー」の企画提案・実施

2 就農お試し体験ツアーの実施について

(1) ツアー内容

ア 各回1泊2日の行程で、3回以上の開催とすること。

肝属地区（鹿屋市，垂水市，東串良町，錦江町，南大隅町）：2回以上

曾於地区（曾於市，志布志市，大崎町）：1回以上

イ 1日目の午後は就農体験（農作業体験），2日目の午前には体験イベント等への参加を実施すること。

ウ 参加者数については，各回12人程度を基本として募集すること。

エ 就農体験（農作業体験）については，各回とも，4名×3班（体験先）を基本とし，体験内容や体験先は，実施時期等を考慮しながら，大隅地域振興局農林水産部農政普及課と調整を行うこと。

オ 体験イベント等への参加については，大隅地域で実施される体験イベントや農業祭等への参加を実施すること（体験イベントの一例：フルーツ狩り，そば打ち体験等）。

カ 多くの方に周知できるよう，SNSやチラシ等を活用して，効果的な広報活動を企画・提案・実施すること。

キ ツアー終了後，参加者へのアンケート調査を実施すること。なお，アンケートの内容については，委託契約後に，大隅地域振興局農林水産部農政普及課と協議し定めること。

(2) 参加対象者

ア 原則として18歳以上70歳未満とし，就農または農業部門での就業について関心を持っていること。

イ 県内外は問わない。

ウ 参加費として，4千円／人を徴収すること。

3 費用負担について

ア 事業実施に係る費用は，全て委託費の範囲から支出すること。

イ 農作業体験先には，体験内容を考慮して報償金を支払うこと。